

議案第 32 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成 18 年橋本市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第 3 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度における介護保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>37,800 円</u></p> <p>(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>52,900 円</u></p> <p>(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>56,700 円</u></p> <p>(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>68,000 円</u></p> <p>(5) 施行令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>75,600 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,700 円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から施行令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)</u>が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>98,200 円</u></p> <p>ア 合計所得金額が 120 万円以上 <u>210 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>113,400 円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 3 条 <u>平成 30 年度から平成 32 年度</u>までの各年度における介護保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>39,700 円</u></p> <p>(2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>55,600 円</u></p> <p>(3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>59,600 円</u></p> <p>(4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>71,600 円</u></p> <p>(5) 施行令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>79,500 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,400 円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項<u>又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から施行令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>103,400 円</u></p> <p>ア 合計所得金額が 120 万円以上 <u>200 万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>119,300 円</u></p>

ア 合計所得金額が 210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 128,500円

ア 合計所得金額が 320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 139,800円

ア 合計所得金額が 420万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 151,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,600円」とあるのは、「37,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,600円」とあるのは、「52,900円」と読み替えるものとする。

附 則

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第6条 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第7条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるの

ア 合計所得金額が 200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 135,200円

ア 合計所得金額が 300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 147,100円

ア 合計所得金額が 400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 159,100円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,800円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,800円」とあるのは、「39,700円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,800円」とあるのは、「55,600円」と読み替えるものとする。

附 則

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第6条 略

は、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。